

入札説明書

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	4	5	(2)			事業内容	(6)その他の業務の「統括管理業務」について、入札説明書に限り「その他の業務」の一つとされているのは、どのような理由でしょうか。	公告書類の記載方法の関係で、このような記載となりました。
2	5	(5)	2)			事業期間	所有権移転(平成26年6月1日)から運営期間の開始日(平成26年7月1日)までの間の供用開始準備期間の所有権移転の対象となる施設の維持管理及び運営に係る対価は、サービス対価C~Fの平成26年度第2四半期終了後の請求(第1回目の請求)に含めばよろしいでしょうか。それともサービス対価Hに含むべきでしょうか。	供用開始準備にかかる費用は事業者の負担とします。
3	5	(5)	2)			事業期間	指定管理者としての業務開始が平成24年4月1日からとなる予定とのことですが、平成26年7月1日から供用開始予定の施設も含めた指定であり、平成26年7月1日より前に、事業者は指定管理者として使用許可の行為や利用料金の収受が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	10	(3)	2)			予定価格の額	現ファミリープール、テニスコート及び野球場の維持管理及び運営業務の提案をした場合、これらの業務の対価も予定価格に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	10	6	(3)	2)		予定価格の額	この価格には、提案によるとされているH24年度、H25年度のテニスコート、野球場の運営費も含まれているのでしょうか。	含まれます。
6	18	8	(1)			サービス対価の支払い	「統括管理業務」に係るサービス対価はないのでしょうか。	様式11-9及び、様式7-4の「その他」欄に項目を追加した上で記載してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
7	18	8	(4)			民間事業者による資金調達	プロジェクトファイナンス以外の資金調達も可能でしょうか。	可能です。その場合、事業契約締結後に県はSPCの株式に対して担保権設定を行います。
8	22	(1)	3)			別紙 交付金の考え方	本事業は「社会資本整備総合交付金」での補助金を想定しているものですが、今回の東日本大震災の影響等で、もし補助金が採択されない場合は全て県単費で行われる、と理解して宜しいでしょうか。 また、この場合の一時支払金はどのようにお考えでしょうか。	現時点ではご質問のような事態は想定していません。
9	22	(1)	3)			交付金の考え方	社会資本整備総合交付金の交付決定時期は事業の進捗とどういう関係になるか、或いは貴県の申請により事業の進捗とは関係なく決定されるのか、ご教示頂けませんでしょうか。(交付金の交付が決定していなくとも、貴県による実施設計の完了確認が済めば着工可能かどうかお尋ねするものです。)	国土交通省に交付金の協議を行った後交付金の全体額が決定し、出来高確認のうえ各年度の一時支払金を支払います。県による実施設計の完了確認が済めば着工することは可能です。
10	22	別紙	(1)	1)		割賦金利	「入札説明書への質問に対する回答」No.54において、基準金利決定日が引渡日の2営業日前である平成26年5月29日、割賦金利の発生が平成26年7月1日から、とのご回答であることから、基準金利決定日と割賦金利計算開始日との間には約1ヶ月のフォワード(乖離)期間が発生しております。従って、融資についてフォワードコストが上乘せされることになることから、実質金利が高くなることに伴って、入札価格が上昇してしまいます(金融機関が融資を行う場合、事業者の収支リスクを回避するために割賦と融資の基準金利を一致させることが一般的です。)。ついては、基準金利決定日を「引渡日の2営業日前」から「供用開始日の2営業日前」に修正いただけませんか。当該変更をすることによって、入札価格が低減(つまり、VFMが向上)することから、貴県にもメリットがあるものと考えます。	基準金利決定日を供用開始日の2営業日前と変更します。
11	22	別紙	(1)	3)		交付金の考え方	「入札説明書への質問に対する回答」No.65について、交付金のおおよその金額(範囲)は初期投資のうち、4割程度を想定している旨のご回答ですが、この「4割」は交付金と貴県の単独支出分の合計額との理解でよろしいでしょうか。それとも交付金のみで4割であり、同No.63に基づき貴県の単独支出分の4割と合わせて合計8割が一時支払金として事業者を支払われるのでしょうか。	交付金のみ金額です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
12	23	別紙	(1)	3)	②	交付金の交付額増減への対応	「入札説明書への質問に対する回答」No.77について、一時支払金の減額分をサービス対価Bとして割賦で支払うとのご回答ですが、社会資本整備総合交付金が減額された場合、当該減額相当額に充つるまで、貴県の単独支出を増額することにつき、再検討いただけませんか(交付金の増減リスクを選定事業者が負担する建付けとされる場合には、①交付金が減額されたときの対応策として、金融機関からの借入または株主からの追加出資、②増額されたときの対応策として、借入枠の一部キャンセルなど、何らかのリスク緩和措置を想定する必要がありますが、当該対応には一定のコストが発生します。)	原文のとおりとします。
13	24	別紙	(2)	2)		利用者増減リスクの取り扱い	利用者が提案書の計画を大幅に上回って来場したことにより、水道光熱費の金額も想定より大幅に上回って利用収入のみで賄えない場合など、入場者の実績と連動したサービス対価の定期的な基準見直しは行っていたのでしょうか。	事業契約書(案)第73条の規定に基づき、供用開始日から5年毎に見直しに関する協議を行うことができます。
14	24	別紙	(2)	2)		利用者増減リスクの取り扱い	維持管理・運営期間中、周辺地域に商業施設や類似施設が建設されるなどの要因により、入場者が減少する状況が発生した場合のリスクはどのようにお考えでしょうか。(協議の対象事象になるとの理解でよろしいでしょうか。)	周辺施設の動向のみでは、社会状況の大きな変動とはみなされません。